

令和 7・8 年度今治市建設業者格付算定要領

1 格付

今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成 17 年今治市要綱第 92 号）第 7 条に規定する格付は、令和 7・8 年度今治市入札参加資格審査申請書に基づき、業種ごとに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の総合評定値（以下「経営事項審査の総合評定値」という。）（客観点数）及び工事成績等（主観点数）の加点・減点要素により格付総合評点を算出し、その点数に応じて別表 1 の格付基準により決定する。

ただし、経営事項審査の年間平均完成工事高が 0 円の業種は、格付総合評点にかかわらず最下級の格付とし、一般建設業の許可業者は、A 等級の点数を満たしている場合であっても B 等級の格付とする。

2 格付の昇格・降格

算出された格付総合評点により前回の格付から 2 等級以上昇格するときは、1 等級にとどめる。なお、降格については、制限はないものとする。

3 格付対象業者

格付は、市内に本店を有する業者を対象に実施する。

4 格付対象業種

格付を行う業種は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事とする。

5 格付総合評点算出方法

格付総合評点は、次の算式により算出するものとする。

算 式

$$\text{格付総合評点} = \text{加点点数} - \text{減点点数}$$

6 加点点数

加点点数は次に掲げる要素により算出し、算出方法は別表 3 のとおりとする。

- (1) 経営事項審査の総合評定値
- (2) 市工事における工事成績
- (3) 技術者数
- (4) 表彰受賞歴
- (5) 建設業労働災害防止協会加入状況
- (6) 第三者賠償責任補償保険加入状況
- (7) 建設機械の保有状況
- (8) 地域貢献度

- (9) 担い手確保
- (10) 協力雇用主
- (11) 労働福祉
- (12) 不当要求防止活動

7 減点評点

減点評点は次に掲げる要素により算出し、減点評点の算出方法は別表3のとおりとする。

- (1) 指名停止措置
- (2) 建設業法に基づく監督処分

8 新規業者

新規業者は、最下級に格付する。

9 発注標準

建設工事を競争入札に付そうとするときは、別表2の発注標準により、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱第10条及び第11条の規定に基づき競争入札参加者を選定するものとする。

附 則（令和7年4月1日制定）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、適用期間は、令和9年3月31日までとする。

別表 1

令和 7・8 年度 格付総合評点による格付基準

格付等級	土 木	建 築	電気・管	水道
A	670 点以上 (特定建設業の 許可がある者に 限る)	580 点以上 (特定建設業の 許可がある者に 限る)	580 点以上 (特定建設業の 許可がある者に 限る)	550 点以上 (特定建設業の 許可がある者に 限る)
B	669 点以下 600 点以上	579 点以下 530 点以上	579 点以下 530 点以上	549 点以下 500 点以上
C	599 点以下 530 点以上	529 点以下 450 点以上	529 点以下	499 点以下
D	529 点以下	449 点以下		

別表 2

令和 7・8 年度 格付等級別発注標準

格付等級	土木 ・ 建築	電気 ・ 管 ・ 水道
A	全工事	全工事
B	5,000 万円未満	3,000 万円未満
C	3,000 万円未満	1,000 万円未満
D	1,000 万円未満	

別表 3

区分	算 出 方 法																				
加 点 評 点	1 経営事項審査の総合評定値 経営事項審査の総合評定値に 0.7 を乗じた値とする。(小数点以下は切捨て)																				
	2 市工事における工事成績 (1) 工事成績評定を行った過去 2 年間の市工事（竣工日が令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までのもので、かつ請負金額が 130 万円を超える工事）の業種別平均工事成績（小数点以下は切捨て）に応じ、下記の基準により加点又は減点する。 さらに、上記の市工事のうち、工事成績評定点が 60 点以上 65 点未満の工事がある場合は 1 件につき 10 点を、60 点未満の工事がある場合は 1 件につき 20 点を減点する。 なお、上記の成績については、特定建設工事共同企業体の成績を含むものとする。 工事成績の基準 <table><tr><th>平均工事成績点</th><th>点 数</th></tr><tr><td>80 点以上</td><td>100 点</td></tr><tr><td>78 点～79 点</td><td>80 点</td></tr><tr><td>75 点～77 点</td><td>60 点</td></tr><tr><td>73 点～74 点</td><td>40 点</td></tr><tr><td>70 点～72 点</td><td>20 点</td></tr><tr><td>65 点～69 点</td><td>0 点</td></tr><tr><td>63 点～64 点</td><td>－15 点</td></tr><tr><td>60 点～62 点</td><td>－45 点</td></tr><tr><td>60 点未満</td><td>－75 点</td></tr></table>	平均工事成績点	点 数	80 点以上	100 点	78 点～79 点	80 点	75 点～77 点	60 点	73 点～74 点	40 点	70 点～72 点	20 点	65 点～69 点	0 点	63 点～64 点	－15 点	60 点～62 点	－45 点	60 点未満	－75 点
	平均工事成績点	点 数																			
80 点以上	100 点																				
78 点～79 点	80 点																				
75 点～77 点	60 点																				
73 点～74 点	40 点																				
70 点～72 点	20 点																				
65 点～69 点	0 点																				
63 点～64 点	－15 点																				
60 点～62 点	－45 点																				
60 点未満	－75 点																				
3 技術者数 「経営事項審査の技術職員数」から下記基準により算出された合計点数を加点する。(合計点数が 100 点を超える場合には 100 点とする。) (1) 1 級技術者 1 人につき 5 点、また、講習受講の者は 1 人につき 1 点の加点 (2) 監理補佐 1 人につき 4 点 (3) 基幹技能者 1 人につき 3 点 (4) 2 級技術者 1 人につき 2 点 (5) その他の技術者 1 人につき 1 点 (6) 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者は、該当業種ごとに 1 人につき 5 点																					

	4 表彰受賞歴 (1) 過去5年間（令和元年度から令和5年度まで。2号において同じ。）に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき15点を加点する。 ア 愛媛県優良建設工事知事表彰 イ 四国地方整備局優良工事表彰 (2) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき10点を加点する。 ア 今治市優良建設工事表彰 イ 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰 ウ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰 5 建設業労働災害防止協会加入状況 建設業労働災害防止協会に加入しているときは、10点を加点する。 6 第三者賠償責任補償保険加入状況 入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、10点を加点する。 (1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。 (2) 保険期間が1年以上の包括契約であること。 7 建設機械の保有状況 経営事項審査において加点対象となる建設機械（大型ダンプ車を除く）の運転業務について、労働安全衛生法に基づく資格保有者の数に応じ、別表4の基準により加点する。 8 地域貢献度 (1) 今治市と防災協定を締結している団体に加入しているときは、20点を加点する。 (2) 過去2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）に、本市発注の災害時における応急対策業務等を実施した場合、10点を加点する。 (3) 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者1名につき2点を加点する。ただし、10点を上限とする。 (4) 過去2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）に次のい
--	--

	れかの制度に参画し、美化清掃活動を実施した場合、1回につき2点を加点する。ただし、10点を上限とする。 ア 今治市民大清掃 イ 愛ロード・サポーター事業 ウ 愛リバー・サポーター制度 エ 愛ビーチ・サポーター制度
	9 担い手確保 (1) 現場作業に従事する満35歳未満の技術関係職員数1名につき3点を加点する。ただし、30点を上限とする。 (2) 現場作業に従事する女性の技術関係職員数1名につき3点を加点する。ただし、15点を上限とする。 (3) 過去2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）にインターンシップ（学生が在学中に市内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。）の受入れ又は出前講座等（学校等が主催する講演等に市内業者が出向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。）の取組みを行った場合、最大10点を加点する。 (4) 障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき又は、障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているときに10点を加点する。
	10 協力雇用主 協力雇用主（再販の防止等に推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。
	11 労働福祉 (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を規則で定めている場合、5点を加点する。 (2) 愛媛労働局の「一般事業主行動計画に基づく次世代育成支援対策取組企業認定」を受けている場合又は、愛媛県の「ひめボス宣言事業所認証」（旧「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証」）を受けている場合、10点を加点する。
	12 不当要求防止活動 令和2年4月1日から令和6年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防

	止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 14 条第 2 項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10 点を加点する。
減 点 評 点	過去 2 年度間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に指名停止措置又は建設業法に基づく監督処分を受けているときは、次に示す当該処分ごとに定める点数の合計点数を減点する。 1 指名停止措置（今治市が行った措置に限る。） 1 か月につき 10 点 2 建設業法に基づく監督処分 （1）指 示 10 点 （2）営業停止 営業停止期間の日数に応じて、次のとおり減点する。 ア 10 日未満…15 点 イ 10～19 日…20 点 ウ 20～29 日…25 点 エ 30 日以上…30 点 （3）許可の取消し…95 点

別表 4

建設機械運転業務資格保有者数による加点											
資格保有者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
点数	1	2			3			4			5